各地の便り

加わり、周囲は鉄粉や埃にまみれた状態でした。夜勤作業の際は、何基もの照明灯で現場を照らしているのですが、鉄粉が照明を反映してキラキラ光っているのがよく見えました。とりわけ、機関車がブレーキをかけて停止した直後など、機関車の下から風とともに鉄粉が浮き上がってくる光景をよく覚えています |

小林さんは、退職後、2004年に悪性胸膜中皮腫と診断され、翌年に労災申請し、2006年に認定された。貨車のブレーキパット(制輪子)やマフラー周辺に断熱材としてアスベストが使用されていたのだ。また、JR貨物では、摩耗の激しい高速貨車に、石綿や鋳鉄粉末、黒鉛等を特殊合成し樹脂加工したレジン制輪子を1995年まで使っていた。

しかし、と小林さんは訴える。 「労災申請する際も、旧国鉄と JR貨物でたらい回しにされた。 労災認定された後にも、会社か らは謝罪ひとつありません」

小林さんは、2004年に右肺を全摘した後は呼吸機能が低下し、現在は外出もままならない。療養費は労災保険で補償されるが、休業給付金は平均賃金の80%のみ。国労が、JR貨物に、上積み補償をするよう交渉したが、障害や遺族補償、葬祭料の上積み補償協定は退職者にも適用できるが、休業補償は、賃金を払っていることが前提の規定であり、小林さんには適用できない、と回答した。

車両ブレーキ等のアスベストに より中皮腫を発症し提訴した裁 判は他に例がない。

小林さんは、「私はこんな取り返しのつかない身体になってしまったが、苦しんでいる人はまだたくさんいる。私が訴えを起こす

ことでそういう人たちを掘り起こし、救済できればよい」と、決意を語った。

(神奈川労災職業病センター)

保温工の石綿肺逆転認定

岡山●同僚にも石綿疾患が多発

2007年2月7日、岡山労働者災害補償審査官は、岡山労基署が昨年8月にNさんの遺族に対しておこなった特別遺族年金の不支給決定処分を取り消すという決定を行った。

Nさんは、岡山県にある山陽 断熱に約18年間勤め、配管の 保温工事に従事した。1991年 に集団検診で胸部の異常を指 摘され、検査を受けたところ、「肺 繊維症」と診断されたた。その 際に家族は、医師から、「肺に石 綿がささり、細胞が固くなり、ふく れたり、しぼんだりしなくなって呼吸が苦しくなる病気で、薬も治療方法もない」との説明を受けた。その後、Nさんの状態は深刻となり、1992年8月に亡くなられた。

Nさんの遺族は、「肺に石綿がささっている」との医師の説明を鮮明に覚えており、昨年3月に実施したアスベスト新法ホットラインに電話をかけてこられた。遺族は独自に岡山労基署に申請を行ったが、「医学的資料から石綿との関連が明らかな疾病が確認できない」と不支給となった。

遺族から不支給の連絡を受け、昨年秋からひょうご労働安全衛生センターとして調査に関わるようになり、病院のカルテ、同僚への聞き取りを始めた。Nさんが亡くなられてから14年が経過し、病院には数枚のカルテしか残っていなかった。しかし、カルテには「石綿作業に従事、じん肺検査希望にて来院」の記述があり、CTスキャン報告には「外套部には網状影が肺尖まで存在、胸膜肥厚もみられる」と記載されていた。

石綿粉じんを18年間吸引した Nさんが、じん肺検査を受けるため来院し、肺の繊維化が認められるのであれば、傷病名は「肺繊維症」ではなく、「石綿肺」と記載するべきであったと言える。

また、Nさんが勤めていた山陽 断熱の同僚の方々から話を聞く 中で、熱絶縁工事は高濃度の石 綿粉じん作業であったこと、そし て石綿関連疾病の患者が多発 していることが分かった。Aさん 一石綿肺·管理区分4(死亡·勞災 認定)、Bさん―石綿肺・管理区 分3(続発性気管支炎で療養中・ 労災認定)、Cさん一石綿手帳 取得、Dさん一石綿手帳取得、と いう状況である。さらに、聞き取 りを通じプラ―クがあることが判 明した同僚2名が石綿健康管理 手帳の申請を行い、3名の遺族 が労災申請を行う(1名は認定が 決定) こととなり、こうした実情に ついても資料を提出した。

審査会において、地方労災医 員は、「じん肺管理区分4相当の 石綿肺に罹患していたものと判 断する」と意見を述べ、Nさんの 死亡は石綿肺によるものと認められ、岡山労基署の不支給処分が取り消された。

監督署の調査では、地方労 災医員は、「対象疾病であるとか どうか、カルテでは分からない」と 意見しており、同じ労災医員でこ うも極端に判断が分かれること があっていいのだろうか。山陽断熱で多発するアスベスト被害の実情に基づき調査を行い、診療記録をしっかりと調べていれば、不支給とはならなかったはずである。

(ひょうご労働安全衛生センター)

クロム鉱山で中皮腫認定

北海道●石綿に汚染された蛇紋石で曝露

北海道のクロム鉱山(現在は閉山)で働いた経験があり、中皮腫で死亡した女性について、原因は「クロムの原料として採取していた蛇紋岩の中に含まれていたアスベストに曝露した」ものとして、苫小牧労働基準監督署が業務上疾病として認め、遺族に労災補償を支給する決定を行った。

故永石知子さんは、1958年 から1961年頃まで、北海道むか わ町穂別福山(当時、穂別村福 山)のクロム鉱山である八幡鉱 山で、鉱石やズリの運搬などに 従事した。北海道の中央部は蛇 紋岩帯が縦断していて、ここに白 石綿を産出する石綿鉱山が多く あった。この蛇紋岩帯にはクロム 鉱山もあり、いわばこの地方はク ロム鉱山、石綿鉱山、蛇紋岩採 石場の混在地域で、クロム鉱山 で採取される蛇紋岩の中に白石 綿がごく普通に混入しているの である。廃鉱山には白石綿を含 む鉱石がころがっている。

永石さんは、2004年7月に苫小牧市内の病院に入院し、11月に中皮腫で死亡した。永石さんの次女、堀雅子さんは「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部」に相談、支部では中皮腫・じん肺・アスベストセンターのサポートを受けながら、世話人の一宮美恵子さんや大島寿美子・北星学園大助教授を中心に、数度にわたって鉱山跡をまれていることをつきとめ、元労働者の聞き取りを行った。

昨年6月に労災請求、支部から労基署に対して現地調査報告や元労働者聞き取り、鉱物専門家の意見書を提出し、早期認定を求めた。労基署も独自に現地調査を行い、採取した石から白石綿を検出したということである。

永石さんの事例は、クロム鉱 山関係者では初めてで、たいへ ん意義深い。

道内の蛇紋岩帯をはじめ、